

第十五号中1を削り、2から5までを1ずつ繰り上げ、同号の6中「5」を「4」に改め、同号の6を同号の5とし、同号中7を6とする。
第二十二号の1中「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に改める。

財務省
○農林水産省告示第四号
経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一條第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件（平成二十年七月財務省
農林水産省告示第一号）を改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百二十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年四月一日

表の
1273
から
1290
までの項中

4あり
アタラシク、コトナク

を
4あり
アタラシク、コトナク

厚生労働大臣 田村 憲久

「
コトナク
」に改め。

○中央労働委員会告示第一号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。
平成二十五年四月一日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

第一号の表以外の部分を次のように改める。
特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（第二条第二号の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である法人の職員が次の表の下欄に掲げる者のみに限られているものを除く。）について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条第一号に規定する者の範囲は、次の表の上欄に掲げる勤務箇所ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。
第一号を削り、第一号の号番号を削る。

平成二十五年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 茂木 敏充

第四条の二中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。
第五条の二を次のように改める。

（主務大臣が定める割合の特例）

第五条の二 対象債権が劣後特約付金銭消費貸借によるものであるときは、平成二十六年三月三十一日までの間は、前条第一項の規定にかかわらず、百分の五十を適用する。
別表第三の二を削る。

○農林水産省告示第八百一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百五十五号）（第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第五項から第七項までの規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年十二月二十四日農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十五年四月一日

農林水産大臣 林 芳正

別表第三第二百七号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 再使用可能な樹脂製注射筒

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十五年四月一日

特許庁長官 深野 弘行

第二号中「二十万六千七百円」を「二十三万四千八百円」に改める。

附則

1 この告示は、平成二十五年五月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第八号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十五年四月一日

特許庁長官 深野 弘行

第二号を次のように改める。

- 二 本邦通貨の金額
- 1 千三百三十五スイス・フラン 十三万五千五百円
- 2 十五スイス・フラン 千五百円
- 3 二百スイス・フラン 一万四百円
- 4 百スイス・フラン 一万二百円
- 5 三百スイス・フラン 三万六千円

附則

1 この告示は、平成二十五年五月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。
平成二十五年四月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣
第2 事業の種類 一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 山形県山形市旅籠町一丁目、相仕町、大手町、錦町、城北町一丁目及び城北町二丁目地内

2 使用の部分 山形県山形市旅籠町一丁目、相仕町、大手町、錦町、城北町一丁目及び城北町二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第一号の要件への適合性
申請に係る事業は、山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内までの延長1.1kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道112号改築工事（霞城改良）」（以下「本件事業」という。）である。